（登録申請書の記載事項の変更の届出）

第六十七条　法第四十七条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第十六号による変更届出書を提出して行うものとする。　（新設）

2　法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第四十二条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第四十二条第一項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第十条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第十条で定める使用人となる者に係る第六十一条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三　法第四十二条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　法第四十二条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第五十条第二項において準用する法第十七条第一項に規定する者の変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）　新たに事務所に置かれる法第五十条第二項において準用する法第十七条第一項に規定する者に係る第六十一条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

五　法第四十二条第一項第八号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　前項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（廃業等の届出）

第六十八条　法第四十八条第一項の規定による届出は、別記様式第十七号による廃業等届出書を提出して行うものとする。　（新設）

2　前項の規定により提出すべき廃業等届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。

（小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧）

第六十九条　法第四十九条の主務省令で定める書類は、第六十一条第二項各号に掲げる書類とする。　（新設）

2　法第五十八条第六項の規定により法第四十九条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、法第五十八条第二項の規定による届出の年月日及び受理番号とする。

3　主務大臣又は都道府県知事は、法第四十九条に規定する書類を一般の閲覧に供するため、小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

4　主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

（小規模不動産特定共同事業者の勧誘時における告知事項）

第七十条　法第五十条第一項の主務省令で定める事項は、事業参加者が不動産特定共同事業契約に基づき行うことができる出資の価額の上限額とする。　（新設）

（業務に関する規定の準用等）

第七十一条　第二十条から第四十条まで、第四十二条第一項、第四十三条（同条第一項第四号を除く。）、第四十四条から第四十九条第一項まで及び第五十条から第五十五条までの規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十六　（新設）